令和2年度(2020)第4回出雲市障がい者施策推進協議会 会議等開催結果報告書

1. 会議名	令和2年度第4回出雲市障がい者施策推進協議会			
2. 開催日時	令和3年(2021)2月3日(水)14:00~15:30			
3. 開催場所	出雲市役所本庁6階 全員協議会室			
4. 出席者	<委員>			
	淺津昇委員、芦矢京子委員、石飛丈和委員、和泉積委員、井上明夫委員、			
	大野美和委員、尾添純子委員、兒玉浩二委員、佐貫文紀委員、塩飽邦憲委員(会長)、			
	新宮直行委員、新藤優子委員(副会長)、高見聡子委員、永岡秀之委員、			
	柳楽紀美子委員、西嘉直委員、原広治委員、藤川祐介委員、山岡尚委員、			
	山本順久委員、吉田通隆委員(21名) (五十音順)			
	欠席:石橋美恵子委員、須谷生男委員、福島美菜子委員、本常徹委員、(4名)			
	<事務局>			
	岡健康福祉部長、小村福祉推進課長、松井福祉推進課主査 ほか			

- 5. 会議等において検討された事項等
 - 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 会長あいさつ
 - 4 議事
 - (1)「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」及び「第2期出雲市障がい 児福祉計画」の最終案 資料1 資料2
 - ①ご意見 (パブリックコメント) について
 - ②最終案について
 - (2) 令和3年度からの地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)の活動方針について

資料3

- 5 報告
 - (1) 地域生活支援事業にかかる見直し等について

資料4

- 6 その他 (なし)
- 7 閉会

6. 担当部署	健康福祉部福祉推進課	連絡先	Tel 0853-21-6959
			FAX 0 8 5 3 - 2 1 - 6 5 9 8
7. 会議録	別添のとおり		

令和2年度(2020)第4回出雲市障がい者施策推進協議会会議録(要旨)

1. 開会

本協議会を公開で開催

2. 健康福祉部長 あいさつ

省略

3. 会長あいさつ

省略

4.議事

(1)「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」及び「第2期出雲市障がい児福祉計画」の最終案(パブリックコメントの結果と計画の最終案について)

事務局

(事務局説明)

会長

7点パブリックコメントいただき、この計画書案を読み込んだうえで、それぞれの障がいの関係の方からご意見をいただいたもので、5については下線を引いてないが、4と5については追記をさせていただく。

他は1、2、3についても障がい別というよりは全体としての計画を作っているので追記はしないということで、該当の場所を明記したうえで追記なしということにしてはどうかというのが市の考え方である。

これについて何かご質問、ご意見はあるか。

パブリックコメントへの対応としてはこれでよろしいか。

他に何か関連してご意見があるか。

A 委員

多くの事業所が参入していますが、障がい者が真に必要とする障がい福祉サービスが、提供できているのか。事業所が障がい者を金儲けのために、働かせているのではないか。

事業所には、障がい者一人一人の特性に合わせた、きめ細かいサービスを、 提供してもらいたい。

会長

ご自身の意見としてということか。

A 委員

はい。そうです。

会長

発言のご趣旨はよく分かったが、事業所としては、一応制度に則りながら対応しないといけないということがあるので、どちらかというとそちらが、制度に合わせてというところが強く出ると、個人の個性とか特性を引き出すという面が見えにくい部分があるかなというご指摘かと思うので、この実施の組織体制の中でそういうことはよく注意しながら、今後も進めていただきたい。

よろしいか。

A 委員

はい。

会長

ありがとうございました。他には何かあるか。

各委員

(意見なし)

会長

それでは特にパブリックコメントへの対応で、追加で修正はないようですので、最終案としてはこれで対応させていただき、誤字脱字がもし見つかれば一両日中ぐらいでご指摘いただければ修正をいたしますが、一応これを最終案とするということでよろしいか。

ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

各委員

(挙手)

会長

はい。ありがとうございました。それでは最終案を、この後どういうふうに するのか事務局の方からご説明いただきたい。

福祉推進課長

今後の予定だが、本日ご承認いただいたので、この後、もう一度会長様に誤字脱字も含めて確認いただき、2月18日を今予定しているが、市長に答申という形をとらせていただきたいと思っている。

その後は、また3月議会に成案ということで、議会の委員会にご報告させていただいて、議会最終日の全員協議会にまた全議員にご報告させていただくというスケジュールを組んでいる。

会長

そういう段取りで、新藤副会長と私で、市長に答申をさせていただくという ことにしている。よろしいか。

各委員

はい。

(2) 令和3年度からの地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)の活動方針について

会長

それでは2番目の議題の令和3年度からの地域生活支援拠点ささえ愛サポートの活動方針についてご説明をお願いしたい。

事務局

(事務局説明)

会長

この事業については何回も議論しているが、かなり長期間にわたるので、特徴的なことだけを追加させていただくと、県の方から地域生活支援拠点を出雲市で整備しないかということを持ちかけていただいて、それを受けてその機能なり内容を市の委託相談支援事業所の管理者で構成するプロジェクトチームでご検討いただいた。

出雲では、ハード的な整備は各施設等で行われて、それからそのサービス調整や研修だとか日常的なものは大体できているわけだが、ただ急に介護者等の入院、不在等で在宅生活が困難になったり、一人暮らしで、支援が必要になったという、その夜間とか急なことに対応が不十分な点があるということで、地域生活支援拠点とは言うけども、内容的にはそういう緊急時に責任を持って対応できる、そういう仕組みを作りましょうということで、前回ネーミングとしてささえ愛サポートということをネーミングいただいた。

従って、地域生活支援拠点とは言うが、機能的には緊急時に利用がしやすいような準備をし、実際緊急時に対応し、それからそれを日常的に、地域生活に

戻していくような、そういう役割をここで果たしていただきながら、その質を 協議会等で担保していくという仕組みになっている。

なかなか、3ページはビジーな図にはなっているが、内容的にはそういうことである。これについて何かご質問、ご意見はあるか。

今回は、その全体像を担うコーディネーター事業所を明確にして、そして市の方でアパートを少し借りてそこを利用するような方向を出していただいている。

A 委員

個人的なお話をする。

私は現在施設のグループホームに住んでいる。一人暮らしをしようと思い、 去年施設の職員と不動産屋でアパートを借りに行った。

不動産の従業員に、精神障がいがあると話すと、精神障がいがある方は、アパートの審査が通らないと言われた。

障害者差別解消法では、アパートの契約を断ることは不当な差別的取り扱いではないか。

事務局

福祉推進課に障がい者差別相談センターがある。

今の内容については、まさに不当な差別的取り扱いに当たるのではないかと思うが、具体なところや、相手側のどういった思いがあるか、その辺はいろいると具体的にご相談させていただきながら、何とか解決の方向に持っていけたらと考えている。

会長

実態としてそういうことが、現状あるということは、市の方も含めて重々承知している。その課題を克服するためには、何が不安なのかとか、どういうバックアップ体制をサポートする側が持つかとか、そういうところで今までも、ふあっととかいろんなところで、グループホームの借り上げだとか、あとアパートなんかをやってきた経過がある。

差別ではあるわけだが、理解が十分でないということで説得したり、整備を行いながらやっていくということで、少しずつは前進しているので、諦めずに頑張って一緒にやっていきましょう。

A 委員

よろしくお願いします。

会長

他にいかがか。

コーディネーター事業所の、B さん C さん、何か追加でご発言があるか。

B委員

プロジェクトチームの座長もしており、ここまでいろいろとたくさんお出かけの委員さんもいらっしゃるが、一緒に今日ご提案いただいたことを進めてきたところ。

いよいよだなという感じを持っているが、やはりさっき言ったアパートについては、こういう緊急時の行き先として、または体験の場として、やはりその既存の短期入所事業所とかグループホームが一応原則だが、民間アパートの一人暮らしの体験というのもかねてから大事なことではないかということで取り上げてきた。

この度、4月スタートに向けては、まずアパートをどこにするかという選定 もあるが、どのような形で具体的にはやっていくかというのは、これからだと 思っている。

特にチャレンジということで体験の場を、一人暮らしの体験の場ということでこのグループホームだけではなくて、賃貸住宅でするということは大変意義があると思うし、一人暮らしがどのようにできるかということ。

相談支援専門員と、またはコーディネーターと一緒に、やってみようということで、先進的な取り組みができ、改めてできるんじゃないかと思っている。

ただこのSOS緊急時にアパートを使うということについては、さっき事務局からあったとおり、もう少しどのような形で、どういう方がどういう場合に使うかという要件をもう少し整理をし、無難に立ち上げられたらいいなと思っているので、若干4月から遅れるかもしれないが、よくよく体験の場の経験をしながら、緊急時の対応にどのようにできるかということをしていきたいというふうに思っている。

いずれにしても、ささえ愛サポートが初めてなので、すべて 100%成功するということではなく、いろんな課題が出てくると思うので、一つ一つ課題を検証しながらこの協議会にもかけ、また専門部会にもお願いしながら良いものになるようにやっていければいいなと思うので、出雲市内の事業所さん並びに当事者の皆さんと、相談支援専門員さんのパワーを使いながら、障がいのある方のケアサポートが前進すればいいなと思っているので、あとは24時間365日の体制というのが大変苦労するとは思っている。

ただ、どのようにこれができるかということも検証しながら、やっていこうと思っている。

会長

いろいろ、課題もあり大変なところもあるかと思うが、また課題については、プロジェクト会議等で議論いただいて協議会にも出していただいたらと思う。Cさん、何か。

C委員

コーディネーター役として、ふあっとは精神障がいの方と知的障がいの方の お世話を担当させていただくことに決まっておりますが、このささえ愛サポートが有効に本当に機能するように、我々としても、本当に頑張っていきたいと 思っている。

それとこの事業にも合わせて、先ほどA委員さんからご指摘のあったように、市内のまだ一人暮らしをしようという精神障がいの方々への偏見というのは依然、多くの不動産業というか大家さんにあって、苦々しい思いをする場面があるのは、まさにA委員がおっしゃるとおりなので、そういった偏見が少しでも取り除けるような活動に繋げていけたらいいなというふうには思っている。

会長

「バリアフリーのまちづくり計画」の時から、大きな課題で、「バリアフリーのまちづくり計画」の時は、子どもたちと市長が一緒に車椅子で出ていって、いろんなバリアのところを、ハードの面もソフトの面も検討しながらやってきたという過程がある。

それが今は制度化して、差別という括りになってきてるので、協働して一緒にやりましょうというよりは、法的に何か対応するような場面が増えてはきてるかもしれないが、実質的には説得しながら同じ市民として進めて行かざるを

得ないので、その点はある程度時間と、それから取組の強化をお願いしたいと 思う。

他の方で今日、久しぶりに出ていただいた方もあり、今までの委員会であまり発言されてない方で、指名をさせていただいて、このささえ愛サポート事業、それからその他も何かありましたら、ご意見いただきたい。何でも結構だが。

D 委員

私たちは地域の福祉を必要としている人、助けを求めた人の支援を関係機関に繋げていく役割をしている。

近年災害がすごく多くて、いつ私たち、山崩れだとか、がけ崩れだとか、そういう災害に遭うか分からないという中で、今私たちが把握している住民の 方々は、障がいを持った方は市から資料をもらいながら分かっているが、積極 的にその家に積極的に声をかけていない状況。

もし災害が起きたとき、その人たちは誰が助けに行くんだろうかと。支援者を地区によって違うかと思いますが、私たちは2人ずつ手挙げ方式で助けを求める希望の方につけている。

それは災害対策本部と連携をとりながら、そういう取組をしている。

もっと地域の障がい者をちゃんと把握していないと、全員を助ける対策にならない。ますます地域の災害対策本部と連携をとりながら、何とか1人も取り残しのない、命を救ってあげられる手法を考えていかないといけないなと、今更ながらこの事業に、計画に関わらせてもらって痛感している。

関係機関との連携、地域は本当に連携しながらやっていくということが、民生委員も大変必要なんじゃないかと思って、今週ちょうど会長会があり、各地区の会長が皆集まりますので、今日の様子を私を含めて呼びかけてみたいなと。どういう方法ができるのかをみんなで考えてみたい。

会長

来年度からのこの障がい者施策についても介護保険についても、自治体と事業者に災害対応とか感染対策の中心、重きが置かれて、このささえ愛サポートについても、その相談支援専門員をキーとしながらやってるので、施設サービスの方からのあくまでアプローチということになる。

だからその地域との協働が、どういう形でできるかというのはご本人の承諾がないと、特に障がいの場合は難しいかとは思うが、その辺が運用のところで、その施設側から非常に遠かったり道が寸断されて行けない場合もあるので、そういう場合地域との役割分担なり補完っていう辺がどういう形でできるかというのを少しずつ詰めていかないと、たぶん4月からすぐには難しいけどもお互いそういう構え方をしながら準備が必要なのかなと思うが、事務局の方で何か考えがあるか。

福祉推進課長

災害時の体制については、今災害時の要支援者名簿というのを、市の方で災害対策基本法に基づいて策定している。

これは介護保険認定を取得された方、それから障がい者手帳の障がいの等級のある方、内部障がい外部障がいすべてにおいて対象者を出して、それからご本人の同意を得たうえで、D委員がおっしゃったように民生委員さんとか、地区の災害対策本部の方や社協や消防本部の方へ出させていただいている。

ただご本人の同意が100%取れてないという状況があり、それから意向調査をさせていただいても回答がなかなかできにくい方もいらっしゃるという現

状があるので、年に1度は必ず勧奨も出させていただいて、より100%に近い数字を目指してはいるところですけど、今実際、直近の数字では72%ぐらいの同意をいただいて、そういった方を地域の方に名簿という形でお出ししている状況。

災害がひとたび発生すると、私たちも災害対策の防災安全課の方から、ここのエリアで山崩れが起こったんだけれどということで、同意を得ていない方についても紙ベースの名簿を持っているので確認作業をさせていただいたことが、かつて佐田地域であったということを経験している。

災害時については法も変わり、施設関係者の方に災害時の避難計画を策定するように義務づけられているということもある一方、それから福祉避難所の機能について福祉避難所、指定避難所以外のところで福祉のサービスが必要な方が避難所に入られた時にどう立ち上げるのかとか、それから福祉のサービスが、避難時から必要な方についてどういうふうにさせていただくのが一番いい方法なのかっていうのも、防災安全課と連携して今、始めたばかりのところであり、事務局としてはそのことを重々感じながら仕事をさせていただいてるとこである。

なかなか何をやってるのかっていうところでご意見をちょうだいしたり、コロナ禍においての災害のソーシャルディスタンスにおける避難所の運営の仕方など、日々研究というか、研修に出させてもらったり、県の会議に出させていただいているという状況である。少しご報告程度。

健康福祉部長

先ほど課長から申しあげましたとおり、大きく今、会長の言われたとおり施設側とそれから自治体の方の避難計画というのは、大方制度的に求められているのででき上がっているが、実際には個別の避難計画がどれだけできてるかというのが一番重要だと思っている。

これから防災(担当課)の方ともいろいろと協議をし、先ほどお話ししたが、福祉避難所というものの位置付け、どういった方がどういうふうに避難をするかというようなことも含めて、少し今検討を踏まえ、深めているところである。

一方で、障がいのある方でも特に医療系のサービスが必要な方については、 やはり自主避難計画というようなものを進めていき、例えば医療機関との連 携、例えば主治医さんとか、それから緊急時に入院ができるようなところにつ いての繋ぎとか、そういった部分についても実は少し力を入れて進めていくと いう考え方でいる。

実際には地区の災害対策本部の中で地区の要支援者というのを把握できているが、ただ把握ができているから避難の支援ができるかというのはまた別個の問題で、そういった部分も含めて自主避難計画というものを少しこれから障がい系のサービス事業所さん、特に相談員さんなどを通じて、そういったものの作成に力を少し入れていきたいなというふうに考えている。

会長

市の進め方について情報をいただいた。

実際は緊急時ですので絵に描いたようにはなかなかうまくいかないので、二 重三重のセーフティネットが必要かというふうに思うので、ささえ愛サポート の取組も含めて緊急時の対応策についてもブラッシュアップをお願いしたい。

E委員さん、このささえ愛サポートだけではなく、全般的にもし感じておられることあったら、ご発言をお願いしたい。

E委員

どうしても仕事柄相談を受ける場合が多く、それは親御さんからの相談を受けるが、そうすると障がい児者の相談を受け、事と内容によっては特定の人、障がいの人だけではなく、兄弟や家族とかより広がりのあるような支援を考えなくてはどうにもならないということもあるという時に、このささえ愛サポートで書かれている障がい児者が云々とかあるいは一人暮らし云々というところの中には、そういった少し広がりのあるものを含めたような発想があるのかというところを、自分は久しぶりに出るので、すでに議論されてるかもしれないが、ちょっと教えていただきたいし、もしないとすれば4月からというよりも徐々にでも構わないので、その辺りのところもご配慮いただきたいなというふうに思っている。いかがか。

会長

E 委員さんからの当面はとりあえず生活危機にどう対応するかで、だんだん 広がっていくと家族調整とかそういったことも含めて、いろいろ課題が出てく ると思う。とりあえずは、緊急対応のところで、出発するということですね。

B委員

先ほど出ているように、このささえ愛サポートは、1人で生活ができない当 事者さんをイメージしてスタートするところ。

だから、普段は例えばお父さんお母さんがおられて、本人がいる。

ところが、介護をしてくださる家族が不在、入院死亡等で、私1人ではとても生活できなくなりましたという人に対して、行き先というか救いというか、そのために相談支援専門員やコーディネーターが、その方を準備登録しておいて登録票に基づいて希望の短期入所事業所とか、アパートに避難とか、そこで暮らせるようにして、その後の生活を3日以内にみんなで協議しようというところ、または一人暮らしの方が手段がないという場合ですので、まずそこのところからやっていくということである。

その方にご家族とか兄弟さんとか、もちろん周りの方があると思うが、これは今緊急時のことなので、普段はもちろん相談員とか保健師さんとか、その他の方が見てると思うので、ささえ愛サポートは緊急時に1人になった方の行き場所を、そこでお亡くなりになったりするのは不幸ですので、してあげようというのがまず第一というふうに理解している。

会長

E委員さんがおっしゃったように、私も産業医で、発達障がいの方が働いておられて、子どもさんが産まれて、その配偶者もまた障がいの方で、負荷が重なって仕事がなかなかできなくて休まれることで、リーフさんと復帰の支援のサポートをしていくが、リーフさんかなり家族の方にも入って義理のお母さんとの調整とかをしていただいたが、結果的にはなかなか、働き続けれないということで、辞めざるを得ない状態になった。そういうかなりいろんな関係機関が重複してサポートして、しかもそれを私の産業医の立場から言って、(仕事を)辞められたらもうそこで支援が終わるわけだが、そういうのを検討いただいたりということについては、むしろこのささえ愛サポートのところは短期決戦型なので、組織でいえば専門部会のいずれかでそういったことを問題提起していただいて、議論を継続するという機能はどちらかというと専門部会、サービス調整会議にあるのかなというふうには思う。

そこがどれだけ取り上げてできてるのかという辺が、問われるところだろう というふうに思う

それぞれいろいろ事例もたくさんお持ちなので、そういうところを出していただきながら、より質を高めていただくといいかなというふうに思う。 よろしいか。

福祉推進課長

今回の場合は障がい施策についてのお話でありますが、障がい者の方を取り 巻く、児の方も者の方も、だんだん重層的な支援が必要。例えば困窮であった り、それから別の障がいがご家族におありになったりっていうことが、昨今言 われておりますので、福祉推進課といたしましては今年の10月から総合相談 ということで、そういった事業をさせていただいて、まだちょっと関係機関に 周知までは至っていないんですが、そういった時の重層的な支援体制が必要で はないかということもありますので、地域福祉の場面ではそういった活動とい うか事業もさせていただいてる状況にある。

ですので今の E 委員の、障がい児本人じゃなくて、ご家族支援であったりそれからその方の生活基盤であったり、課題がたくさん重層的に重なっていく方については、担当者であったりコーディネート役を市と社会福祉協議会それぞれに職員がおりますので、そういったところに繋げていただいて、課題の解決に伴走型支援を最終的にさせていただいて、よりよい生活を送っていただくというところで事業を開始させていただいているところであるが、関係機関も含めてそこのところの周知をまだ図っておりませんので新年度以降、そういった事業をさせていただくことを、この場を借りてご説明させていただく。

F委員

ささえ愛サポートのことを考えながら、ちょっと自分の家に置き換えて考えてみたが、やっぱり高齢になった親が、重度の障がいの人を介護したり、医療依存度が高い人たちを介護しておられる方もたくさんあるんですけど、それが、そういう家庭がささえ愛サポートが必要になった場合、親に何かあった場合は入所のことを考えると思うんですけど、部屋が空くまでのところを、やはり緊急時に対応してもらいたいなという思いがあり、病院とか特養とか、そういった医療系に強い施設も受け入れ先として考えていただいた方がいいのかなと思う。まだ始まったばかりでなかなかですが、追々やはりそういった事例も出てくるんじゃないかなと思うので、入院ベッドがあるところ、特養なんかも入るのかなと思ったりするが、年齢の高い人もいるだろうし在宅では。そういったことも追々考えていってもらったらいいのかなと思う。

会長

ちょっと個別性で、医療依存度とかいろいろあるので、一概には言えないと ころでしょう。

健康福祉部長

先ほどのご質問というかご提案だが、実は出雲圏域は保健所を中心として、 医療介護連携専門部会というのがあり、その中でも実は災害対応ということ も、圏域の医療機関の皆さん方も含めて議論をしているところである。

特に、医療的ケアが必要な障がいのある方については、先ほどお話があったとおり、場所があるから行けるというものではなくて、その障がいの特性に応じた対応が必要になってくると。

要するに、ドクターについても、症状が分からない。

患者さんを受け入れてもどういったケアが必要なのかということ自体が、なかなか分からないということから、先般の昨年あった会議の中では、あらかじめそういった方について、保健所も含めて、連携が病院の方でもできるんじゃないかというような提案もいただいており、特にそういったケアが必要な方については、保健所の方が今後、把握している状況の中で、医療機関と繋ぐということを少し手がけるという方向性で今動いておりますので、まだ昨年の終わりぐらいの話ですので、今後、来年度に入ってから、そういった部分があると思う。

それから、先ほどのささえ愛サポートも、実はそういった医療的ケアというのはさすがに今の状況の中では、なかなか難しいんではないかと思っており、その部分は先ほど言った、いろんな課題がある場合については、総合相談窓口とか、先ほどの保健所を中心とした医療的ケアの必要な方で、災害時とか緊急時の対応については、別途検討させてもらっているところということだけ報告をさせていただく。

会長

よろしいか。

G委員

少し補足させていただくが、医療依存度の高い子どもさんについて、緊急やそういった災害の場合に、やはり近くで緊急的に見てもらえるところがないかというところを、保健所の健康増進課というところでちょっと調整して、数日であれば受け入れてもらえるようになったという事例が1件、今年度あったので報告させていただく。

会長

追々そういう方向で広げて、ささえ愛サポートにみんなを合わせるとこれが パンクして動かないということになりますので、まずは親御さん等のところ で、一人暮らしが困難になった事例で、実績を進めながら少しずつ広げていた だきたいと思う。

H 委員さん、今まで全般的なとこでも結構ですが、何かご感想なりご意見あればうかがいたい。

H 委員

大変重要な計画。3計画策定いただきました。ご苦労さまでございました。 商工会議所として参画している意味は、コロナ禍で障がい者の特に就労支援 のところだと思うが、あまり我々のところにもそういう情報があまりなくて、 おそらく法律上も障がい者雇用の法定雇用率とかいうこともあろうかと思う。 そこら辺のところも、あまり商工会議所も意識もないので、またいろいろ情報 をいただいてご協力できるところがあれば協力したいと思う。

会長

かなり市内の事業所でも、障がい者雇用を進めていただいている。

その中で、最初に養護学校卒業してのところは割と体制もできて、スムーズだが、中途とかそこがうまくいかなかったところとか、新たに事業所で受け入れる場合のサポートとか、そういうのはいろんな相談機関があるけれども、商工会議所の方でもぜひ音頭取りをしていただいたらと思う。

ありがとうございました。

ちょっと時間があったので、少しご指名させていただいたが、他の委員さんで何か、ささえ愛サポートプラスアルファのところで何かご発言あるか。ご感想でも結構です。I 委員さんいかがか。

I 委員

斐川のいちごの会と言いまして、障がいのある子どもさんと、その親御さんを支援する、支える会といいますか、あとそれを支えるスタッフの養成というか、そういったことをやっているが、会で話をする中で一番最近(話題に)あるものを一つ。放課後デイ(サービス)のことで、この計画でも放課後デイの利用は伸びてて、計画でも伸ばしていくような見込みであり、非常にありがたい制度で、これがあるおかげで仕事ができるとか、非常に助かっているというか、一昔前の人から言われると羨ましいねという、そういった非常にありがたい制度だが、ちょっとたまたま今日読売新聞を見てたら、放課後デイの方で、例えば虐待とかあるいは不正受給とか、そういった事例があって、それを近々国の方が公表するみたいな記事があったが、事業所は悪いことは悪いんでしょうけど、何かそれに至るいろんな事情が、またいろんな事業者さんにあったり、コロナも含めて、厳しい状況があったりするのかなと思う。

何とかそういった実態を少し掘り下げてみて、この制度がなくなったら困るのは我々なので、その辺で、制度が続くためには何が問題なのか、特に零細な事業所さん多いので、そうするとそういったところに、どういった行政としての支援が必要なのか、少し掘り下げて考えてみないと計画通りにはなかなかいかないだろうと、そういった心配をしている。

放課後デイに特化した話だが気づいたところである。

会長

障がい福祉サービス全般に言えること。 事務局の方で何か今のご意見にコメントあるか。

福祉推進課長

放課後デイで課題というか、伸びが非常に増えてるという状況は把握しており、どう答えていいのか放課後デイ事業所を支援していくというのが一番いい答えではないかというふうに思っている。ただキャパというか、やっぱりやっていただく事業者さんっていうところは、往々にして人材が不足しているとか、そういったところもございますので、今後も支援して参りますというか介護人材とか福祉サービスに携わる人材確保には、関係機関と一緒になって努めていきたいというふうに思う。

それから不正受給はあってはならないことだが、先ほどおっしゃった、そこへ至らざるを得なかったというところを掘り下げるということなので、今後実施指導等に行った時には、やはりそういったところも確認しながらというふうには思う。

会長

介護も含めて事業所の監査等は厳しくなり、指導体制も強化するいうことになり、それが形だけでは困るので、今おっしゃったような、趣旨を汲んで、監査指導を行っていただきたい。

健康福祉部長

今コロナ禍におきまして、障がいの事業所だけではなく高齢者関係の施設についても若干、請求が正しくないものが生じかけてみられるというのが実態だと思う。一つは先ほど言った収益性とか、コロナの関係で利用控えがあってというようなこともあるのかもしれないが、一方で多くの場合はコロナで設けられた臨時的な対応、例えば電話での確認で報酬をみることができるとか、そういったゆるいところが事業所の方で、少し曖昧になってくることがあるんじゃないかなという認識を持っている。

基本的には福祉事業所の皆さん方は、精一杯感染対策も踏まえて、かなり労力を使っていらっしゃるというふうに思っている。

ただそういった経過も踏まえて、今どういったことにお困りなのかというようなことの聞き取りについては、そういった実施指導の中で現場の意見については吸い上げて、必要であれば国や県の方と、我々と新しい制度設計も含めて要望させていただければと思っている。

それから放課後デイについては利用される対象者は増えてきている。ただ、これまでは放課後児童クラブと言って学校に近いところで同様のサービスというか子どもさんの受け皿というか居場所というのが設けられていたのが、数年前に、要件が、対象年齢が増えたということで、市内の放課後児童クラブは、定員が超過しているのが実態である。

そういったこともあって、たぶん放課後デイを使いたいという方は多く、そのお子さんの状況とか何かによるが、やはり近くて移動がないところということも一つは選択肢になっているのかと。

これは実は、放課後児童クラブ所管部署ともその辺についての検討というか、問題提起というのは、お互いにしているところである。

やはり希望される方は、希望されるサービスができれば受けられるということが前提であるから、市の方としては、放課後デイサービスのニーズが高まっているということは認識しているので、またそういった部分についても、どういった支援ができるかは考えていきたいと思う。

会長

いろいろな意見をいただいた。ありがとうございました。

5.報告地域生活支援事業に係る見直し等について

会長 地域生活支援事業に係る見直し等、資料4について、ご説明お願いしたい。

事務局 (事務局説明)

会長 専門部会や各種団体から、また協議会でご意見をいただいた点について、改 定できるものを改定していただいた。

これについて何かご意見、ご質問あるか。

移動支援の中山間地域の交通については、依然いろいろ問題は残るが、とり あえずヘルパーさんの往復費用について、居宅介護と同一の加算をしていただ けるということである。

それから医療器具については日進月歩なので、こういったところで医療報酬、診療報酬の対象とならないところについて、中継ぎというような形でこういったリースへの補助。

それから、点字ディスプレイもなかなか中途障がい者が多いので、読み上げの方が利便性が高いかとは思うが、いろんな多様な形でということで点字ディスプレイについても、対象者を緩和していただいたということ。よろしいか。ご質問等あるか。

各委員 (意見なし)

会長これについても、了解を得られた。

11

以上で今日の議題、報告についての議事は終わったが、何かその他でご意見 等あるか。

皆さんに振れなかったので申し訳ないが、よろしいか。 それでは議事が終了したので、進行を事務局の方にお返しする。

7. 閉会

福祉推進課長

会長ありがとうございました。

おかげさまで皆様、委員の皆様方からたくさんのご意見を頂戴しまして、どうもありがとうございました。

計画につきましては先ほどご説明したとおりに、誤字脱字も再度ご確認いただきまして、2月18日に会長さんの方から市長さんに答申いただくという形をとっている。

それから先ほど言いました、議会の方にも出す予定。

終わりになりましたが、委員の皆様方には今年度の計画策定にあたりましては、4回にわたり熱心にご議論いただきましたこと誠にありがとうございました。感謝申しあげます。

今後とも市の障がい者施策全般につきまして、引き続きご助言を賜りますようお願い申しあげまして、最後の挨拶とさせていただきます。

以上で本日の会議を終わらせていただきます。

皆様どうも大変ありがとうございました。